

中川事務所新聞

第 1 1 0 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【25年度税制改正大綱】

次年度の税制が明らかになってきました。

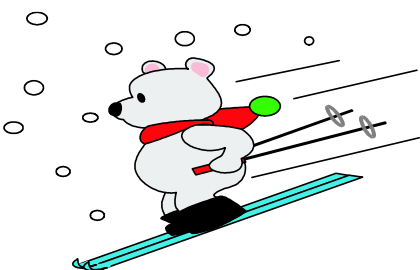
住宅ローン減税...最高控除額が年40万円に

消費増税も絡んで、どのタイミング・資金計画で家を買うかが悩み所となるでしょう。

自動車取得税...14年4月に縮小、15年10月に廃止

新車や年式の新しい中古車の購入は大変有利になりますね。

給与増を促す税制...給与増加額の1割を法人税額から控除



慢性的に人手不足状態となっていることが多い中小企業では、人を増やすハードルが少しは下がるかもしれません。

中小企業交際費...年800万円まで全額損金算入

上限額引き上げよりも全額損金算入のインパクトは大きいですね。飲食店等への波及効果が期待されます。

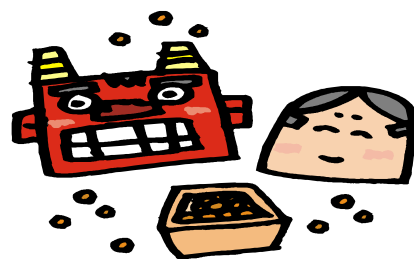
税金面で得をするためには、その前提として税金が発生している必要があります。もともと税金を払っていない人(会社)にとっては、税制改正にメリットは少なく、健全経営で税金を払っている人(会社)にとってはメリットが大きくなります。前者の視点での外れな批判ばかり行う愚は避けたいものです。

【緊急経済対策】

先ごろ決定された政府の緊急経済対策のうち、中小企業関係については、中小企業そのものよりもそれらを支援する側(銀行等)の対策に重きを置かれているようです。具体策の発表まで今しばらく時間がかかりそうです。

【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・6月決算法人中間申告&納税
- ・豆まき



知ってお得！？法律雑学

Q．相続等で自社の株式が分散し、他人が入り込んでくるかもしれません。大丈夫でしょうか？

A．株主の議決権については、次のとおりとなっています。
2/3以上...総会の特別決議を単独でできる
1/2超...総会の普通決議を単独でできる

1/2以上...総会の普通決議を単独で阻止できる

1/3超...総会の特別決議を単独で阻止できる

1/10以上...解散請求権

3/100以上...役員解任請求権、会計帳簿閲覧請求権等

これにより、2/3以上自分が持っていれば自分の意思に反することを決められることは

ありませんが、3/100以上他人に持たれていれば、会計帳簿を見せると言われれば拒むことはできません。



経営談義

【住宅はいつ買うべきか】

土地2千万円、建物1千万円の住宅を買うとします。

消費税5%、全額ローン(金利3%・20年)の場合

購入価格 = 20,000千円 + 1,500千円 = 30,500千円

支払利息 = 30,500千円 × 3% × 20年 ÷ 2 = 9,150千円

支払総額 = 39,650千円

消費税10%、頭金20%、残額ローン(金利3%、20年)の場合

購入価格 = (20,000千円 + 1,000千円) × 0.8 = 24,800千円



支払利息 = 24,800千円 × 3% × 20年 ÷ 2 = 7,440千円

支払総額 = 38,440千円

頭金10%の場合

購入価格 = (20,000千円 + 1,000千円) × 0.9 = 27,900千円

支払利息 = 27,900千円 × 3% × 20年 ÷ 2 = 8,370千円

支払総額 = 39,370千円

以上のとおり、将来消費税が10%に倍増しても、頭金を10%以上準備しておけば支払総額は少なくなります。つまり、増税前の駆け込み購入よりも、じっくり頭金を貯めて不動産市況を見極めてから購入したほうが得ということになります。

現実にはその時々住宅ローン減税のメリットや子供の入

学時期など考慮すべき事情もあるかと思いますが、計算できる部分はきっちり計算してことに臨むべきでしょう。

なお、企業が設備投資を行う場合も、経済性の観点(支払総額の多寡)から、全額借入金に頼るのは危険です。利息の節税効果もあるとはいえ、それだけでなく過剰借入金になりがちな中小企業では、会社の安全性・継続性によりいっそう重点を置くべきではないでしょうか。



か、一ヶ月ほどドキドキ状態が続きそうです。

長女の大学受験が始まりました。私自身は親と離れて暮らしていたので何もかも一人で準備して受験旅行に出かけていきましたが、今はなかなかそれでは済まないようです。どのような結果になるのか、一ヶ月ほどドキドキ

が大きいのだと実感します。

あとがき

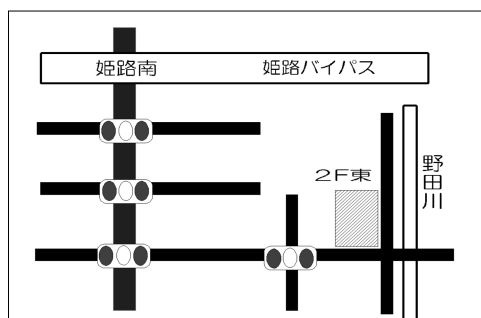
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp